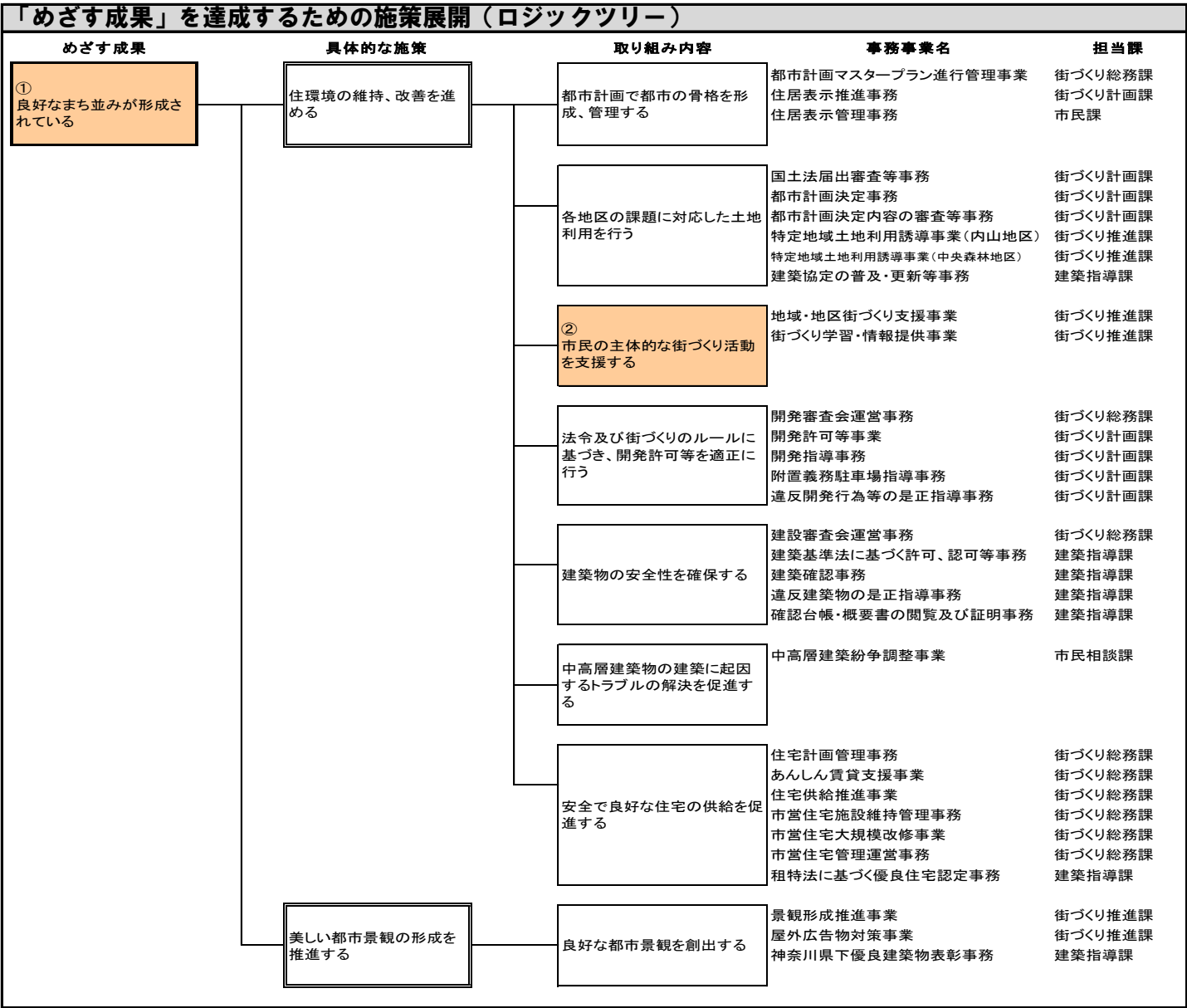


「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
5－1－3 良好なまち並みが形成されている		
総合計画体系	健康領域・基本目標	まちの健康・快適な都市空間が整うまち
	個別目標	快適な都市の基盤をつくる
	めざす成果	良好なまち並みが形成されている 景観に配慮した良好なまち並みが形成されるなど快適な住環境が創出されています。



総合計画掲載指標①		総合計画掲載指標②	
大和市は、良好なまち並みが形成されていると思う市民の割合		地区計画、建築協定、街づくり協定などルール化された地区数の累計	
計画策定時 現状値	40.9%	計画策定時 現状値	31件
実績値 （H21）		実績値 （H21）	32件
中間目標値 （H23）	45.0%	中間目標値 （H23）	34件
目標値 （H25）	50.0%	目標値 （H25）	35件

「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート	
主な取り組み内容	【住環境の維持、改善を進める】 ・都市計画法、建築基準法等に基づく許認可や、開発事業の手続及び基準に関する条例に基づく協議を行いました。 ・住居表示地域内の建築確認申請で対象を把握し、住居番号設定届により実地調査を行い、対象家屋等に住居番号を付番するとともに、既存の街区案内図、街区表示板等の破損による交換や補修等の維持管理を実施しました。 ・平成22年10月12日から実施される中央林間西地区の住居表示に向けて、関係機関との連絡調整を図るとともに、委託業者と調整会議を開催し、作成した進行管理表に基づき効率的かつ円滑に実施するよう取り組みを進めました。 ・街づくり条例に基づき市民の主体的な街づくり活動を支援するとともに、市民への街づくりに関する学習支援と情報提供を行いました。 ・市営住宅ストック総合活用計画に基づき、市営住宅の維持補修対策を実施するとともに、住宅確保に窮している高齢者等に対し、住まい探し相談会等を実施しました。 ・マンション等中高層建築物の建築に伴って発生する日照障害、工事騒音等の問題に直面した近隣住民からの相談を受け、基本的には建築紛争相談員の助言による自主解決、必要のある場合には建築主、近隣住民の双方を呼んでのあつせんを行いました。（平成18年度53件、平成19年度14件、平成20年度20件、平成21年度14件） 【美しい都市景観の形成を推進する】 ・景観計画及び景観条例による景観の規制誘導を行うとともに、屋外広告物条例による屋外広告物の規制誘導、除却協力員制度による違反物件の簡易除却を推進しました。

構成事業に対する考え方 （事業の量及び実施手法）	・都市計画法に基づき概ね5年ごとに実施される県都市計画基礎調査がH24年度に予定されるため、最新の土地利用情報を反映させる市域の地形図（デジタル化）の作成が必要となります。 ・住居表示地域の指定及び街区案内板や街区表示板等の新設や交換・補修により、外来者にとって分かりやすい街区形成や住所表示が図られるよう、住居表示地域に新築した家屋等に対する住居番号の付番を速やかに実施していきます。 ・市営住宅の入居者選考方法や優先入居の在り方など入居基準に対し、不公平性を感じている市民がいることや、市営住宅の駐車場の利用状況が低く有効利用されていない状況について、検討する必要があります。国、県との協議を踏まえ、未利用駐車場の有効活用に関する具体的な施策を検討し、市条例改正に向けた取り組みを進めます。 ・改正公営住宅法の施行に伴い入居基準の一部を市条例で定めることが可能となるため、真に住宅に困窮する者への確に対応できるよう、市営住宅の入居基準を見直し、市条例改正に向けた取り組みを進めます。

今後の展開方針		注）。例年どおりの事業展開を予定している事務事業については、特段の記載をしていません。
新規事業の立案		（該当する事務事業）
既存事業の拡充	・県都市計画基礎調査に伴い市域の地形図（デジタル化）を作成します。	（該当する事務事業） 都市計画決定事務
事業の廃止・縮減		（該当する事務事業）
事業の効率化	・住居表示設定届の受付から住居番号の付番（住居表示台帳作成）までの効率的な作業の検討を行います。	（該当する事務事業） 住居表示管理事務
その他見直し	・市営住宅の入居基準見直し及び未利用駐車場の有効活用に伴う市条例改正に取り組みます。	（該当する事務事業） 市営住宅管理運営事務

施策への提言	
総合計画審議会記入欄	* 平成23年度の審議予定となっています。